

豊見城市立中学校長 殿

豊見城市教育委員会
教育長 瀬長 盛光
(公印省略)

感染拡大抑止期間における部活動再開について（依頼）

時下、貴殿におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市生徒の健全育成にご尽力くださり感謝申し上げます。

さて、長期間にわたる緊急事態宣言が解除され、10月1日(金)から10月31日(日)まで「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間」として、沖縄県対処方針が変更されております。

つきましては、同期間中の豊見城市立中学校の部活動については、下記のとおりとします。

記

- 1 再開日 令和3年10月1日(金)より
- 2 再開理由 ○ 緊急事態宣言が解除されたため。
○ 未来ある子どもたちの活躍の場を保障するため。
- 3 留意点 〈10月1日(金)～10月31日(日)までの部活動について〉
 - (1)活動時間については、平日90分以内(早朝練習なし)、土日祝日は準備・片付け・清掃・ミーティング等を含め2時間30分以内(実質の活動時間は90分～2時間以内)とする。
 - (2)引き続きコロナ感染防止対策に万全を期して活動を行うこと。
 - (3)学校内で感染のリスクが高まったと判断される場合や、十分な感染対策が行えていないと判断される部については、直ちに部活動を停止すること。
 - (4)練習試合や合同練習については、上記(1)を遵守するとともに、生徒の健康・安全に留意し10月9日(土)以降から解禁とする(すでに再開している部活動は除く)。但し、移動時の感染症対策も充分講ずること。
 - (5)平日に1日、土日のどちらか1日の休養日を設けること(週2日の休養日を設ける)。
 - (6)部員に対し部活動参加への強要は行わないこと。参加しないことをもって誹謗中傷に繋がらないように指導・配慮をすること。
 - (7)各種大会に参加する場合は校長の許可を得て、大会の感染防止ガイドラインに従うこと。

※ 急に激しい運動を行うと健康被害が生じることがあるため、部活動を再開する際は、生徒の健康・安全を考慮し、軽度の運動(体慣らし運動)から始めること。